

●香川県監査委員公表第15号

令和3年8月5日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年10月5日

| | |
|---------|--------|
| 香川県監査委員 | 木下典幸 |
| 同 | 大西均 |
| 同 | 五所野尾恭一 |
| 同 | 都築信行 |

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 松崎 光成
高松市 太田 安由美
高松市 岸本 充裕
(略)
(略)

2 請求書の提出

令和3年8月5日

3 請求の内容

（以下、令和3年8月5日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

- (1) 香川県議会は、令和2年3月に、全国で唯一の、「ネット・ゲーム依存症対策」を目的とした、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を可決し、同年4月1日に施行した（以下「本件条例」という。）。
- (2) 令和2年9月30日付で、本件条例により基本的人権が侵害されたことを理由にした国家賠償請求訴訟が高松地裁に提起された（高松地裁：令和2年（ワ）第339号 損害賠償請求事件。原告：2名、被告：香川県。以下「本件訴訟」という。）。
- (3) 本件訴訟につき、被告である香川県は、3名の弁護士と訴訟委任契約を締結して（以下「本件訴訟委任契約」という。）、以下の着手金を支払い（以下「本件着手金」という。）、さらには成功報酬（報酬金。以下「本件報酬金」という。）を支払う合意をした。被告である香川県は、3名の弁護士に対する本件着手金の支出を、宮崎浩二氏に対しては令和3年1月8日頃までに、梶浦明裕氏に対しては令和3年1月12日頃までに、鈴木智洋氏に対しては令和3年1月19日頃までに行った。

ア 3名の弁護士 宮崎浩二、梶浦明裕、鈴木智洋
イ 着手金 1名の弁護士について 53万9,000円（税込）、
3名合計 161万7,000円（税込）
ウ 報酬金 1名の弁護士について 107万8,000円（税込）、
3名合計 323万4,000円（税込）

- (4) なお、本件訴訟委任契約では、本件着手金と本件報酬金の他に、日当や交通費もそれぞれの弁護士に支払うことが合意されている。
- (5) 3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱濫用した違法かつ不当なものであり、その支払により香川県に損害が生じていることは、以下の内容から明白である。

よって、監査委員は、知事に対し、3名の弁護士に対して支払われた金額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

ア 本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告1名について80万円であり、原告2名の請求額を合計すると160万円である。

それに対して、本件着手金は3名合計で161万7,000円（税込）であり、差額1万7,000円分は税金の無駄な支出であることは明白である（原告2名の請求額合計160万円を認めて支払う方が、本件着手金3名合計161万7,000円（税込）よりも低額であり、税金の支出額が低くなるからである。）。

本件訴訟の請求額が、原告2名で合計して160万円なのであるから、香川県としては、その請求額合計160万円を超えないような範囲での税金の支出を行うべきであったにも拘わらず、あえてそれを行わなかった。その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

イ 日弁連報酬基準（いわゆる「旧基準」）によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8,000円}$ が、被告香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。それに対して、本件着手金は3名合計で161万7,000円（税込）である。本件着手金の支出は、3名合計額12万8,000円を超える部分において、被告香川県から委任を受ける弁護士の報酬算定基準を超えており、その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

ウ 本件訴訟委任契約における、本件着手金の金額の計算方法につき、「（3）弁護士報酬 各弁護士と協議のうえ、経済的利益の額を算定することができない案件として、800万円を基準とし、次のとおり算定する。」と記載されている。

しかしながら、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのである。それが「経済的利益の額を算定することができる案件」であることは明白である。

そして、日弁連報酬基準（いわゆる「旧基準」）によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8,000円}$ が、被告香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。

それにも拘わらず、本件訴訟をあえて「経済的利益の額を算定することができない案件」として、より多額の本件着手金の支出となる計算を行った点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

エ 香川県は本件訴訟について、3名の弁護士への訴訟委任契約を締結し、3名の弁護士に本件着手金を支払っている。その理由について、「（2）委任理由 訴訟に関する事務を円滑・効率的に進めていくためには、弁護士による整理された弁論等が行われることが必要であるとともに、本件では、請求の原因として、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が憲法等

に違反し、基本的人権を侵害するものであるという点のみならず、条例素案についてのパブリック・コメントの問題、条例についての香川県弁護士会会长声明とそれに対する香川県議会の見解等についても訴えを受けており、争点が多岐に渡ることから、事務分担を行い、県顧問弁護士である宮崎弁護士と、条例に対する香川県弁護士会会长声明が発表されたことを踏まえ、香川県弁護士会に所属していない県外の弁護士を含めた複数人で対応することとした。」と記載されている。

しかしながら、本件訴訟において原告2名が訴訟委任した弁護士は1人だけである。それからすると、香川県は3名もの弁護士に訴訟委任をする必要性はなかったことは明白である。さらに、本件訴訟の期日には、3名の弁護士だけでなく、香川県の職員も毎回複数名が出席している。香川県の職員で手分けをして協力することができるのであるから、弁護士への訴訟委任は1人で十分であったことは明白である。さらに言えば、争点が多岐に渡ることを理由に、訴訟期日のための準備期間を長く設けてもらうことを裁判所に求めることもできたのである。そのようにすれば、香川県としては、1人分の弁護士の本件着手金を支払うことで済んだのである。

それにも拘わらず、あえて3名の弁護士への訴訟委任契約を締結し、3名の弁護士に本件着手金を支払った点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

オ 本件条例については、制定後に、憲法に違反しているとの内容の、香川県弁護士会会长の声明が出された。

その声明でも指摘されているように、本件条例は憲法に違反する内容である。

また、本件条例の制定後に、憲法に違反しているとの内容の、香川県弁護士会会长の声明が出されたのであるから、香川県としては、本件条例の内容を憲法に適合しているか否かについて再度検討を行うべきであった。

それにも拘わらず、香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

カ(ア) 本件条例については、制定の前後に、科学的根拠がないとの内容の指摘がされた。それにも拘わらず、香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

(イ) 例えば、世界保健機関（WHO）による「ゲーム障害オンラインQ&A」には、「ゲームに参加するすべての人々は、ゲーム障害を発症することに心配する必要がありますか？」との質問に対して、「研究によれば、ゲーム障害は、デジタルゲームやビデオゲームの活動に携わる人のほんの一部にしか影響しません。」と記載されている。

(ウ) また、令和2年の第201回国会（常会）において、当時制定が検討されていた本件条例について、参議院議員の音喜多駿議員が行った質問（「十三 本条例案においては、「子どもがスマートフォン使用等の制限」として、ネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、一日当たりの利用時間を六十分まで（学校等の休業日にあっては九十分まで）を上限とするほか、義務教育修了前の子どもについては午後九時までに、それ以外の子どもについては午後十時までに使用をやめることを基準とす

ると規定しているが、かかる時間的な制限について科学的根拠の有無又は有効性について政府の見解を示されたい。」)に対して、政府は、「「コンピュータゲームの利用」の「時間的な制限」に関する有効性及び科学的根拠は承知していない。」と答弁している(「十三及び十四について 「コンピュータゲームの利用」の「時間的な制限」に関するお尋ねについては、政府として、ゲーム依存症の発症を防ぐためのゲーム時間の制限に係る有効性及び科学的根拠は承知していない。」)。

また、令和2年の第203回国会(臨時会)において、参議院議員の平山佐知子議員は、「ゲーム障害に関する質問主意書」において、「一 厚生労働省のホームページによれば、WHO(世界保健機関)において「ゲーム障害」が精神疾患の一つとして位置付けられたと記載されているが、WHOにおける「ゲーム障害」の位置づけについて、政府として具体的にどのような内容を把握しているか。二 WHOのホームページには、ゲームに携わる人全てが「ゲーム障害」の発症を心配しなければならないのかとの旨のQ&Aの回答として、「研究によれば、ゲーム障害は、デジタルゲームやビデオゲームの活動に携わる人のほんの一部にしか影響しません。」との旨が記載されている。このWHOの回答について、政府としてどのように考えているか。政府は「ネット・ゲーム障害」について科学的根拠を承知しているか。三 本年四月一日、香川県において「ネット・ゲーム依存症対策条例」(以下「同条例」という。)が施行となった。同条例は、一八歳未満の子どもに対して、コンピュータゲームの利用時間を一日当たり六十分、休日は九十分までとし、スマートフォン等の使用についても義務教育修了前の子どもについて午後九時まで、それ以外の子どもについては午後十時までとする目安を設けている。第二百一回国会に音喜多駿議員が提出した「ネット・ゲーム依存症対策に関する質問主意書」(第二百一回国会質問第五〇号)の質問十三で、同条例における利用時間の制限について、科学的根拠の有無又は有効性にかかる政府の見解を問われ、同質問主意書に対する答弁(内閣参質二〇一第五〇号)の中で、政府は、有効性及び科学的根拠は承知していない旨、答弁している。この政府の見解に変更はないか。また、香川県の同条例の施行以降、同県のネット・ゲームの利用状況等について、政府として実態を把握しているか。」との質問を行ったが、それに対して政府は答弁書において、「一について お尋ねの「WHOにおける「ゲーム障害」の位置づけ」については、政府としては、世界保健機構が平成三十年六月十八日に公表した疾病及び関連保険問題の国際統計分類第十一回改訂版において、いわゆる「ゲーム障害」が明記されたことは承知している。二について ご指摘の「WHOの回答」については、当該回答中の「研究」の詳細を含め、世界保健機関が当該回答を作成するに当たって根拠とした科学的知見を承知していないため、当該回答に対する政府の見解についてお答えすることは困難である。なお、政府として、いわゆる「ゲーム障害」に係る様々な科学的知見があることは承知しているが、世界保健機関が、疾病及び関連保険問題の国際統計分類第十一回改訂版においていわゆる「ゲーム障害」を明記するに当たって、どのような科学的知見を根拠としたのかについては承知していない。三について ご指摘の答弁書(令和二年三月三日内閣参質二〇一第五〇号)において示された政府の見解に変更はない。また、政府としては、お尋ねの香川県における「ネット・ゲームの利用状況等」の実態は把握していない。」と答弁を行っている。

(エ) さらに、令和3年2月25日に、東京都議会において、本件条例のような規制を条例で

行う予定はあるかと質問された小池知事は、「科学的根拠に基づかない内容で条例による一律の時間制限などは行わない」と本会議で答弁し、ゲーム依存症対策に関して条例による制限などを実施する考えがないことを明らかにしている。

(オ) その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

キ 本件条例については、制定の前後に、目的と手段との間に実質的関連性がない（合理性がない）ことを示す内容が指摘されている。それにも拘わらず、香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

例えば、精神科医が監修を行った『ゲーム依存からわが子を守る本』において、専門家の意見として、「ゲーム依存からわが子を守るためにには、スマホやゲームを取り上げるのは逆効果である。」と記載されている。ところが、本件条例18条は、規制手段として時間制限を設けているのである。

さらには、本件訴訟において被告香川県が本件条例の根拠としている樋口進医師さえも、論考「内科系疾患の背景にゲーム依存が隠れている可能性がある」において、「定義をもとにゲーム依存と診断した場合、一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することだと樋口氏は述べる。「取り上げるだけでは改善せず、逆に暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる。問診を重ね、自分の問題であることを理解し、自らがゲームの時間を減らし、完全停止を決断させる。それに向けて努力を尽くすことが、主な治療になる。」」と話しているのである。

それらの医療専門家の意見からすると、本件条例18条が「ネット・ゲーム依存症」の対策として、時間制限を規定していることは、全く逆効果のことを規定していることは明白であり、その点においても、本件条例については、制定の前後に、目的と手段との間に実質的関連性がない（合理性がない）ことは明白である。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

ク 本件条例については、制定の前後に、パブリック・コメントに不正があったとの内容の指摘がされた。それにも拘わらず、香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

ケ 本件訴訟における被告香川県側の主張（「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張。）を前提にすると、本件条例はあえて条例で規定する必要性ではなく、ガイドラインで規定すれば十分な内容である。それにも拘わらず、香川県は、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討することなく、本件着手金の支出を行った。

その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

コ 以上で述べた内容は、香川県が本件訴訟について、3名の弁護士への訴訟委任契約を締結し、3名の弁護士に本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であったことを考慮すると（公知の事実。なお、香川県の浜田恵造知事は令和2年6月22日に、知事を含む3人の特別職の給与を削減すると発表した。それは、多くの県

内事業者が新型コロナウイルスの影響を受けたのに伴うもので、知事の給与が令和2年7月から12月の6か月にわたり毎月20%を削減された。）、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは、より明白となるものである。

- (6) また、香川県は3名の弁護士と訴訟委任契約を締結して、報酬金を支払う合意をしたこと、上で述べた内容からすると、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白であり、その支払により香川県に損害が生じることは明白である。

よって、監査委員は、知事に対し、3名の弁護士に対し報酬金を支払うことを差し止めるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

- (7) 以上、請求人らは、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書1号証 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例

事実証明書2号証 標題「「高松地方裁判所令和2年(ワ)第339号損害賠償請求事件」及び「高松地方裁判所令和2年(モ)第50号閲覧等制限の申立て事件」に係る訴訟委任及び訴訟行為委任契約について」と題する書面

事実証明書3号証 執行伺兼支出命令書(受入伺書) 3通

事実証明書4号証 (旧)日本弁護士連合会弁護士報酬基準

事実証明書5号証 「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」に対する会長声明

事実証明書6号証 本件条例については、制定の前に、科学的根拠がないとの内容の指摘がされたことが記載された資料(2020年2月10日付NEWS掲載の記事「科学的根拠やエビデンスはない」香川県のゲーム依存対策条例に専門家が疑問符)

事実証明書7号証 世界保健機関(WHO)による「ゲーム障害オンラインQ&A」には、「ゲームに参加するすべての人々は、ゲーム障害を発症することに心配する必要がありますか?」との質問に対して、「研究によれば、ゲーム障害は、デジタルゲームやビデオゲームの活動に携わる人のほんの一部にしか影響しません。」と記載されている資料

事実証明書8号証 本件条例について、国会で行われた質疑応答1

事実証明書9号証 本件条例について、国会で行われた質疑応答2

事実証明書10号証 令和3年2月25日に、東京都議会において、本件条例のような規制を条例で行う予定はあるかと質問された小池知事は、「科学的根拠に基づかない内容で条例による一律の時間制限などは行わない」と本会議で答弁し、ゲーム依存症対策に関して条例による制限などを実施する考えがないことを明らかにしたことを記載した記事

事実証明書11号証 精神科医が監修を行った『ゲーム依存からわが子を守る本』において、専門家の意見として、「ゲーム依存からわが子を守るために、スマホやゲームを取り上げるのは逆効果である。」と記載されていること。

事実証明書12号証 樋口進医師の論考「内科系疾患の背景にゲーム依存が隠れている可能性がある」

事実証明書13号証 本件条例については、制定の前後に、パブリック・コメントに不正があつ

たとの内容の指摘がされたことが記載された資料

事実証明書14号証 本件訴訟における被告香川県の主張（「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張。）を前提にすると、本件条例はあえて条例で規定する必要性ではなく、ガイドラインで規定すれば十分な内容であることを示す資料（本件訴訟における被告香川県の主張書面）

事実証明書15号証 コロナ禍で県民が苦しい経済生活を送っていることを示す資料（日本経済新聞社2020年6月23日配信の記事「香川県、知事らの給与半年間削減」）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年8月17日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の内容から、令和3年1月8日、同月12日及び同月19日に支出された高松地方裁判所令和2年（ワ）第339号損害賠償請求事件等に係る弁護士報酬等を対象とした。

2 監査対象部局

健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課（以下「子ども政策課」という。）

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から証拠の提出があり、請求人から陳述を行わない旨の意思表示がなされた。

（1） 証拠の提出

（以下、提出された住民監査請求への証拠の追加について原文の内容に即して記載する。）

令和3年8月5日付で提出した住民監査請求書の（5）のイ及びウに関して、8月5日付請求書では、「日弁連報酬基準」の計算方法のみを根拠に、着手金の弁護士報酬の額の違法・不当を主張していた。しかし、事実証明書2の、梶浦明裕弁護士が所属する東京グリーン法律事務所弁護士報酬基準の第16条、鈴木智洋弁護士が所属する後藤・鈴木法律事務所報酬規程（抄）の第16条、宮崎浩二法律事務所の法律相談料金着手金・報酬料金一覧表の第16条（以下「梶浦・鈴木・宮崎各弁護士の報酬基準」という。）にも、日弁連報酬基準と同じ計算方法が明記されているので、

8月5日付請求書の（5）イ及びウの主張に加えて、梶浦・鈴木・宮崎各弁護士の報酬基準によっても、行政事件の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8,000円}$ が、被告香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。という主張を補足する。

ゆえに、（5）のイ及びウは以下のようない主張であると理解していただきたい。

（5）

イ 日弁連報酬基準（いわゆる「旧基準」）及び梶浦・鈴木・宮崎各弁護士の報酬基準によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8,000円}$ が、被告

香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。それに対して、本件着手金は3名合計で161万7,000円（税込）である。本件着手金の支出は、3名合計額12万8,000円を超える部分において、被告香川県から委任を受ける弁護士の報酬算定基準を超えており、その点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

ウ 本件訴訟委任契約における、本件着手金の金額の計算方法につき、「（3）弁護士報酬各弁護士と協議のうえ、経済的利益の額を算定することができない案件として、800万円を基準とし、次のとおり算定する。」と記載されている。

しかしながら、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのである。それが「経済的利益の額を算定することができる案件」であることは明白である。

そして、日弁連報酬基準（いわゆる「旧基準」）及び梶浦・鈴木・宮崎各弁護士の報酬基準によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8,000円}$ が、被告香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずである。

それにも拘わらず、本件訴訟をあえて「経済的利益の額を算定することができない案件」として、より多額の本件着手金の支出となる計算を行った点において、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、子ども政策課の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

（1） 経緯

ア 令和2年9月30日、原告から香川県を被告として、令和2年（ワ）第339号損害賠償請求事件等が提起された。

イ 令和2年11月27日、香川県は、応訴の必要があることから、訴訟代理人として、弁護士宮崎浩二氏、梶浦明裕氏、鈴木智洋氏の3名を選任し、委任契約を締結した。

ウ 弁護士報酬は、経済的利益の額を算定することができない案件として、800万円を基準として算定し、着手金が、令和3年1月8日に宮崎浩二氏に、同月12日に梶浦明裕氏に、同月19日に鈴木智洋氏にそれぞれ支払われ、報酬金は、本件が終結した後、各弁護士と協議のうえ、額を決定することとした。

（2） 着手金が80万円×2名分の160万円を超える理由、着手金が $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8千円}$ を超える理由及び経済的利益の額を算定することができない案件として、800万円を基準とした理由

ア 確かに、各弁護士事務所の報酬基準では、経済的利益の額が算定可能な場合は、着手金は

経済的利益の額を基準として算定する、との定めが存在しており、その定めに従い、かつ、この経済的利益の額を損害賠償請求額160万円として計算した場合には、着手金は12万8千円となる。

イ しかし、各弁護士事務所の報酬基準では、その計算で算出された額が、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に見合わない場合には、それらに見合う額まで増額することが出来る旨の定めが存在している。そのため、紛争の実態等によっては、「「ア」記載の計算に拘らなければならない」ということはない、ということになる。

この点、本件で原告らは、①香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が憲法等に違反し、基本的人権を侵害するものであるという点を主張するいわゆる憲法訴訟であり、この点のみを捉えても、条例の制定過程の問題や前提としての立法事実の存否など、争点が多岐に渡ることが想定された。のみならず、原告らは、②条例素案についてのパブリック・コメントの問題、③条例についての香川県弁護士会会长声明とそれに対する香川県議会の見解、④ゲーム依存症の疾病該当性、⑤その他、種々の憲法論・法律論についても主張をしており、これらの点からもさらに争点が多岐に渡ることから、通常の行政訴訟に比して、対応の困難さが相当程度想定された（実際に、第3回期日までに、弁護士が起案し、県が裁判所に提出した1つの準備書面を例に挙げても100頁を超えるような内容になっており、提出した証拠も34点で大部に及び、今後も同様の防御が複数回かつ長期間必要になると想定される。）。

また、本件への対応が、条例の有効性という円滑な行政の遂行のために必要不可欠なものを見合すことを目的とするのほか、何より条例の有効性（本件訴訟の結果）によって香川県に及ぼす影響が多大であること（本件条例が仮に無効である等原告らの主張が全部又は一部認められた場合に本件訴訟の判決の確定を踏まえた同種訴訟が提起される可能性が高い等）、さらには、本件が一定の社会的な関心を集めている事件であることも踏まえれば、訴訟の結果（勝訴すること）によって県が得る有形無形の利益等は極めて大きいと考えられる。

以上から、「ア」記載の計算で算出された額は、本件紛争の実態等に見合わないことから、これに見合う額まで増額することが相当であると判断される。

ウ もっとも、本件において県が受ける経済的利益については、有形無形の利益をも含むと解されることから（その有形無形の利益等を明確に金額に換算することには困難が伴うものである。）、上記「見合う額」を具体的に算定することが困難と考えられるため、経済的利益が算定不能な場合としたものである。

（3）3名の弁護士に訴訟委任をした必要性

訴訟に関する事務を円滑・効率的に進めていくためには、弁護士による法的争点ごとの整理された弁論等、前提としての準備が行われることが必要である。それとともに、本件では、上述のとおり原告らは、①香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が憲法等に違反し、基本的人権を侵害するものであるという点のみならず、②条例素案についてのパブリック・コメントの問題、③条例についての香川県弁護士会会长声明とそれに対する香川県議会の見解、④ゲーム依存症の疾病該当性、⑤その他、種々の憲法論・法律論についても主張をしており、争点が多岐に渡っている。

そのため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から事務分担を行うことが必要と考えられたことから、それらの分野に造詣の深い弁護士を選任することが重要

と考えられた。また、条例に対する香川県弁護士会会长声明が発表されたことを踏まえ、県顧問弁護士に加えて、香川県弁護士会に所属していない県外の弁護士を含めた複数人で対応することとした。

(4) 本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したり、また、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに本件着手金を支払ったことが違法又は不当であるかどうかについて

第1に、請求人の主張3(5)オから3(5)ケは、本件訴訟において原告らが為している主張と同様の主張であり、請求人の主張が正しいこと（主には本件条例が違憲無効であるとする本件訴訟の原告らの主張が正しいこと）が前提になっているが、これがそもそも誤りである。

具体的には、3(5)オについては本件条例が憲法に違反しており香川県弁護士会の会長声明が正しいことが、3(5)カについては本件条例に科学的根拠がないことが、3(5)キについては本件条例の目的と手段との間に実質的関連性がないことが、3(5)クについてはパブリック・コメントに不正があったことが、ケについては本件条例を（条例ではなく）ガイドラインで定めるべきことが、それぞれ前提となっている。

しかし、香川県としては、香川県民の基盤を有する議会を中心として、適切な検討過程を経て、根拠をもって、正当な内容の本件条例を制定しており、請求人の主張が正しいとは考えていない。そして、そのことを審理し判断するのが本件訴訟であるため、香川県の主張が正しいことを主張し原告の主張に反論するためにも、香川県としても弁護士に委任して、本件訴訟に応訴する必要がある（その詳細は、本件訴訟で、多数の証拠を提出して、具体的に行っているところである。）。

以上のように、請求人の主張3(5)オから3(5)ケは、その理由とするところ自体が正しくないため、請求の前提が欠けている。

第2に、仮に請求人が主張3(5)オから3(5)ケについて、その主張が正しいかどうかは別として、そのような指摘がなされたことをもって、弁護士に委任をして訴訟で応訴するのではなく、3(5)オから3(5)ケの対応を求めているのであれば、何らかの指摘（問題提起）がなされた時点で、その指摘が正当か否かにかかわらず、香川県は弁護士に委任をして訴訟で応訴することができなくなってしまう。

しかし、およそ被告には、応訴する義務があるところであり（応訴しなければ、「怠る事実」となってしまう。）、また、応訴した場合には原告の主張する請求原因に対して、答弁書ないし準備書面により具体的に認否し、抗弁事実を具体的に記載して反論し、かつ、証拠を引用することが、民事訴訟法（規則）上義務付けられている（民事訴訟規則第80条第1項本文、79条第3項及び第4項）。

本件訴訟が提起された以上、被告香川県は、応訴の必要があり、また、裁判の進行に応じてこのような民事訴訟上の義務を負い、対応を余儀なくされるのである。そして、そのような対応は、本件訴訟の内容の困難さ・複雑さ等に鑑みた場合には、本件訴訟の原告もそうであるように弁護士に委任しなければ困難である。

にもかかわらず、そのような民事訴訟の応訴義務を度外視して、弁護士に委任せず請求人の指摘するような対応をする義務が香川県にないことはもちろん、弁護士に委任することが香川県に認められる広汎な行政裁量の範囲内のものであることは明らかである。

第3に、本件訴訟は、請求人が主張するように、令和2年9月30日付で、本件条例により基

本的的人権が侵害されたことを理由として高松地裁に提起された国家賠償請求訴訟であり、その内容は、本件訴訟提起以前に違法行為により発生したとされる損害について争われているものである。

この場合、原告が本件条例の廃止等を訴訟の対象としたような場合は別として、一般的には、仮に、訴訟提起後に、本件条例の廃止、改正等の検討を行ったとしても、既に発生したと主張している損害が回復するようなことは想定できない。したがって、条例の改廃等の検討の有無は、直接訴訟に影響することはなく、本件着手金の支払いにも関係しないと考えられる。

(5) 3名の弁護士に本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であることが違法又は不當であるかどうかについて

本件訴訟において、香川県はあくまで被告であり、その提起から始まる一連の裁判手続きの時期について、主体的にコントロールすることはできず、受け身で対応する立場となっており、上記のとおり被告として応訴する義務があるから、本件訴訟と関係する本件着手金の支払い時期について裁量を働く余地は少ないものと考えられる。

そして、3名の弁護士に委任をした理由は既に述べたとおり、もとより正当であるし、弁護士に訴訟代理を委任した以上、着手金・報酬金を支払うこと（本件においては、その金額の正当性にも問題が存していない。なお、香川県弁護士会所属の弁護士の1人が、「厳しい憲法論争になると、着手金の額は妥当ではないか。」と述べていたとの報道も為されているところである。）当然の事理と言わなければならない。

また、県の事務は極めて広範、多岐にわたるものであり、今回のコロナ禍においても、新型コロナ感染症対策業務だけでなく、その対策に直接関係しないものも含めて、必要とされる事務事業を実施しなければならることは明らかである。

2 監査委員の判断

請求人は、8月5日付請求書の(5)アからコの10項目をあげて、本件着手金の支払が違法かつ不當であると主張していることから、監査委員は、それらについて、担当する子ども政策課に調査等を行った。

また、請求人の主張の内容は、「着手金の支払額」、「3名の弁護士への訴訟委任」、「本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに着手金を支払ったこと」及び「着手金の支払時期」の4項目に大きく区分できることから、それらについて、子ども政策課に対する調査結果や説明も踏まえて、順次、検討・判断する。

(1) 着手金の支払額について

請求人は、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告1名について80万円であり、原告2名の請求額を合計すると160万円である。それに対して、本件着手金は3名合計で161万7,000円（税込）であり、差額1万7,000円分は税金の無駄な支出であることは明白であること、また、日弁連報酬基準（いわゆる「旧基準」）及び梶浦・鈴木・宮崎各弁護士の報酬基準によると、「民事事件 訴訟事件・行政事件」の着手金の弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告2名で合計して160万円なのであるから、 $160\text{万円} \times 8\% = 12\text{万8,000円}$ が、被告香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額となるはずであること、さらに、本件訴訟をあえて「経済的利益の額を算定することができない案件」であるとして、より多額の本件着手金の支出となる計算を行ったと、主張している。

この点について、子ども政策課からは、本件訴訟は憲法訴訟である点、パブリック・コメントの問題、香川県弁護士会会長声明の件、ゲーム依存症の疾病該当性の件など、争点が多岐に渡ることから困難さが相当程度想定されたこと、また、条例の有効性によって香川県に及ぼす影響が多大であること、加えて、本件が一定の社会的な関心を集めている事件であることを踏まえれば、訴訟の結果得る有形無形の利益等は極めて大きいと考えられることから、これに見合う額まで増額することが相当であると判断されること、さらに、本件において県が受ける経済的利益については、有形無形の利益をも含むと解されることから、上記「見合う額」を具体的に算定することが困難と考えられるため、経済的利益の額を算定不能としたとの説明があった。

実際、本件訴訟委任契約に係る行政文書の起案理由において、弁護士報酬については、各弁護士と協議のうえ、経済的利益の額を算定できない案件として、800万円を基準として算定するとの記載があることから、本件訴訟が経済的利益の額を算定できない案件に該当するかどうかが問題となる。

本件訴訟は、確かに国家賠償請求訴訟であるが、本件条例により基本的人権が侵害されたことが訴訟の理由となっていることを前提にすれば、子ども政策課の説明のように、本件訴訟に勝訴することによって本件条例の有効性が確保されること、また、それによる香川県に及ぼす影響が多大なものであること、さらに、本件が一定の社会的な関心を集めている事件であることも踏まえれば、勝訴により、県が得る有形無形の利益等は極めて大きいとの主張は、妥当なものであると判断される。

そのため、請求人が主張する160万円をもとに算出された額では、本件紛争の実態等に見合わず、これに見合う額まで増額することが相当であるところ、本件において県が受ける経済的利益については、有形無形の利益をも含むと解され、上記「見合う額」を具体的に算定することが困難と考えられるため、経済的利益が算定不能な場合としたものであるとの説明には、合理性があると判断される。

なお、各弁護士事務所の報酬基準では、いずれも、その計算で算出された額が、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に見合わない場合には、それらに見合う額まで増額することが出来ること、さらに、経済的利益の額を算定できないときは、その額を800万円とする旨の定めが存在しており、本件訴訟委任契約は、この基準にも合致している。

したがって、香川県が着手金の支払額について、経済的利益の額を算定できない案件として、800万円を基準として算定したことには合理的な理由があると判断されることから、請求人の主張は認められない。

(2) 3名の弁護士に訴訟委任したことについて

請求人は、本件訴訟において原告2名が訴訟委任した弁護士は1名だけであり、香川県は3名もの弁護士に訴訟委任をする必要性はなく、また、本件訴訟の期日には、3名の弁護士に加え、県職員も毎回複数名が出席していることなどから、1名の弁護士で対応できる旨を主張している。

この点について、子ども政策課からは、原告らは、①香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が憲法等に違反し、基本的人権を侵害するものであるという点のみならず、②条例素案についてのパブリック・コメントの問題、③条例についての香川県弁護士会会長声明とそれに対する香川県議会の見解、④ゲーム依存症の疾病該当性、⑤その他、種々の憲法論・法律論について

も主張をしており、争点が多岐に渡っているため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から事務分担を行うことが必要と考えられたことから、それらの分野に造詣の深い弁護士複数人で対応することとした旨の説明があった。

請求人の主張によれば、本件訴訟において香川県が3名の弁護士に訴訟委任をする必要性はないとしている主な理由は、原告が訴訟委任した弁護士が1名だけであること、また、本件訴訟の期日に、弁護士に加え、県職員も毎回複数名が出席していることの2点であると解される。

そもそも訴訟において、訴訟代理人をどのように選任し、委任するのかについては、その当事者が、必要性に応じて自由に決定するべきもので、広い裁量が認められるものと考えられる。また、原告又は被告の一方の代理人の数により他方の代理人の数が制限されるような特段の定めはなく、これらは県が当事者となる訴訟においても同様である。

このようなことから、本件訴訟において、香川県が3名の弁護士に訴訟委任したことについて、訴訟の争点が多岐に渡っているため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から事務分担を行うことが必要と考えたとの子ども政策課の説明は、訴訟上の必要性を理由としたものであり、妥当なものであると判断される。

また、本件訴訟の期日に、弁護士に加え、県職員も毎回複数名が出席していることについては、香川県が訴訟の当事者となった場合、代理人弁護士に加え、県職員が関与する事例はあるが、基本的には、代理人弁護士の指示、指導等の下、訴訟に従事しているものであることから、そのこともって本件訴訟において、1名の弁護士で対応できるとの理由になるとは認められない。

したがって、香川県が3名の弁護士に訴訟委任したことについては、合理的な理由があると判断されることから、請求人の主張は認められない。

(3) 本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに、着手金を支払ったことについて

請求人は、香川県弁護士会会长の声明や、科学的根拠がないとの指摘、目的と手段との間に実質的関連性がないとの指摘、パブリック・コメントに不正があったとの指摘にもかかわらず、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、着手金を支払ったのは、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白であると、主張している。

また、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討することなく、着手金を支払ったのは、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白であると、主張している。

この点について、子ども政策課からは、第1に、請求人の主張が正しいことが前提となっているが、これがそもそも誤りであり、香川県の主張が正しいことを主張し原告の主張に反論するためにも、香川県としても弁護士に委任して、本件訴訟に応訴する必要があること、第2に、およそ被告には、応訴する義務があるところであり、弁護士に委任せず請求人の指摘するような対応をする義務が香川県にないことはもちろん、弁護士に委任することが香川県に認められる広汎な行政裁量の範囲内のものであることは明らかであること、第3に、訴訟提起後に、本件条例の廃止、改正等の検討を行ったとしても、既に発生したと主張している損害が回復するようなことは想定できず、条例の改廃等の検討の有無は、直接訴訟に影響することはなく、本件着手金の支払にも関係しないと考えられるとの説明があった。

請求人は、本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに、着手金を支払ったことが、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白であると主張しているが、本件条例の改廃等の検討の有無とそれが着手金の支払にどのように関連するのかという関係性には何らの主張をしていない。

それに対して、子ども政策課からは、そもそも、本件訴訟は、本件条例についての争いであり、被告である県には、条例の改廃等の検討の有無にかかわらず、応訴する義務があり、そのために弁護士に委任する必要があるとの説明があり、この考えは一般的に是認できるものである。また、訴訟提起後に、本件条例の廃止、改正等の検討を行ったとしても、既に発生したと主張している損害が回復するようなことは想定できないことから、条例の改廃等の検討の有無は、本件着手金の支払にも関係しないと考えられるとの説明も妥当なものと判断できる。

したがって、香川県が本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに、着手金を支払ったことについては、合理的な理由があると判断されることから、請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることについて、条例の改廃等の検討が必要である旨主張しているとも解されるが、住民監査請求は、知事等執行機関や職員による財務上の違法・不当な公金の支出行為等を予防するための制度であり、条例の再検討や廃止、改正、ガイドラインの作成等については、監査委員の判断するところではない。

(4) 3名の弁護士に着手金を支払った時期について

請求人は、本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であることが、香川県の裁量の逸脱・濫用であり、違法かつ不当であると、主張している。

この点について、子ども政策課からは、本件訴訟において、香川県は受け身で対応する立場となっており、被告として応訴する義務があるから、本件訴訟と関係する着手金の支払時期について裁量を働く余地は少なく、もとより、弁護士に訴訟代理を委任した以上、着手金・報酬金を支払うことも当然の事理であるとの説明があった。

また、県の事務は極めて広範、多岐にわたるものであり、今回のコロナ禍においても、新型コロナ感染症対策業務だけでなく、その対策に直接関係しないものも含めて、必要とされる事務事業を実施しなければならないことは明らかであるとの説明もあった。

3名の弁護士に着手金を支払った時期は、令和3年1月であり、新型コロナウイルス感染症による影響が県内でも生じていた時期には該当する。

しかしながら、子ども政策課の説明にもあるように、本件訴訟において、香川県は、被告として応訴する義務があり、本件訴訟と関係する着手金の支払時期について裁量を働く余地は少ないとの考えは、妥当なものと判断される。また、現状においても、香川県としては、新型コロナ感染症対策業務だけでなく、その対策に直接関係しないものも含めて、必要とされる事務事業を実施しなければならないことを考えれば、本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であったことをもって、香川県の裁量の逸脱・濫用であり、違法かつ不当であるとの請求人の主張は採用できない。

したがって、香川県が本件着手金を支払った時期については、合理的な理由があると判断されることから、請求人の主張は認められない。

(5) 報酬金

請求人は、香川県が3名の弁護士と訴訟委任契約を締結して、報酬金を支払う合意をしたことについて、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白であり、その支払により香川県に損害が生じることは明白であると主張しているが、第4の2(1)(2)(3)と同様の理由により、違法又は不当なものであるとはいえない。

(6) まとめ

着手金の支払及び報酬金を支払う合意をしたことは、香川県会計規則に則って適正に処理されていると認められることから、これらの財務会計行為自体については違法又は不当な点は認められない。

したがって、請求人が、本件着手金の支払及び報酬金を支払う合意をしたことが違法かつ不当である旨の主張については、いずれも理由があるとは認められない。